

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 3 年 10 月 7 日

今治市監査委員 木原盛展  
同 羽藤謙司

対 象 団 体	主 管 課 等	監査結果報告書の日付
<p>特定非営利活動法人 笑家（吉海）</p>	<p>健康福祉部 障がい福祉課</p>	<p>令和 3 年 9 月 9 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 補助金の事務について、以下のような事例が見受けられたので、要綱に沿って適正に事務処理されたい。(団体)</p> <p>① 作業に従事した者に支払わなければならない工賃を、要綱によらず独自に算定して支払いをしていたもの</p> <p>② 補助対象経費として、不適正なものを含めて算定していたもの</p> <p>③ 収入及び支出について、証拠書類を整備していなかったもの</p> <p>2 作業に従事した者に支払わなければならない工賃を、当該団体が独自に算定して支払われていたので、要綱に沿った適正な支払いをするよう指導監督をされたい。(主管部課)</p> <p>3 補助金の交付において、要綱に明記されている補助対象経費として、不適正なものを含めて算定していたものが見受けられた。交付申請や実績報告書の提出があったときは、交付条件の外要綱等に適合しているか、その内容を審査し、必要に応じて適切な指示を行い、適正に補助対象経費を把握した上で算定し、交付決定や交付額確定をされたい。(主管部課)</p>		

(措置の内容)

- 1 補助金交付要綱に沿って工賃を支給するよう改善しました。また経理については証拠書類を整備し、補助対象経費算定についても補助金交付要綱に沿って適切に事務処理を行うようにしました。
- 2 対象団体に対して、工賃の支払いについて補助金交付要綱に規定されているとおり、作業に従事した者に適正に支払うよう指導しました。
- 3 交付申請や実績報告書の提出があったときは、補助金交付要綱に適合しているかどうか、証拠書類と照らし合わせて確認をします。また必要がある場合は対象団体に対して適切な指示を行い、適正な補助金事務遂行に努めます。

対 象 団 体	主 管 課 等	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
今治市老人クラブ連合会	健康福祉部 高齢介護課	令和3年9月9日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 今治市老人クラブ連合会においては、補助金交付要綱の補助対象経費として規定されていない負担金（会合等への参加費）を支出していた。これらの負担金は、要綱第1条の趣旨に適合する経費と考えられることから、交付要綱に補助対象経費として明記されたい。（主管部課）</p>		
<p>(措置の内容)</p> <p>1 会合等への参加費としての負担金は、要綱第1条の趣旨に適合する経費であるため、交付要綱の補助対象経費に記載するよう要綱の改正を行った。</p>		

対 象 団 体	主 管 課 等	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
今治市スポーツ協会	教育委員会事務局 スポーツ振興課	令和3年9月9日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 全国大会参加費補助事業については、一定要件を満たす全国大会出場チームに対し補助金2万円を交付しているが、要綱で規定する要件と実態とが乖離しているものが見受けられたので、実態に合うよう要綱の改正を検討されたい。(団体)</p> <p>2 今治市スポーツ協会は、一定要件を満たす全国大会出場チームに対し補助金2万円を交付する全国大会参加費補助事業を実施しているが、要綱で規定する要件と実態とが乖離しているものが見受けられたので、実態に即した要綱とするよう当該団体を指導されたい。(主管部課)</p>		
<p>(措置の内容)</p> <p>1 要綱で規定する要件と実態とが乖離しないように、9月17日臨時理事会(書面開催)において要綱の改正を実施した。(団体)</p> <p>2 要綱改正の指導を行うとともに改正後も要件確認を徹底するように指導、監督を行った。(主管部課)</p>		